明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働七〇）　一
〔告　示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一六一～一六七）　二
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一六八～一七〇）　一七
〔公　告〕
諸事項
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一九
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
特殊法人等
東日本高速道路株式会社高速道路工事一部完了、土地家屋調査士名簿登録等関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二三
会社その他
会社決算公告　二四
二六

省　令

○厚生労働省令第七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百七条、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十五条、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百二十条、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十六条及び船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第四十七条第一項第六号の規定に基づき、健康保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月十二日

厚生労働大臣　長妻　昭

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。